

事 務 連 絡

平成28年4月28日

関係する県の各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

平成28年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長について（依頼）

このたびの平成28年（2016年）熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

災害共済給付制度においては、平成28年（2016年）熊本地震に起因するやむを得ない事情がある場合については、平成28年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長（以下「支払期限等の延長」という。）が行われる予定です（『平成28年（2016年）熊本地震」により被災した学校を再開する際の留意点について（依頼）』抜粋参照）。

つきましては、御多忙中のところとは存じますが、支払期限等の延長が必要な設置者におかれましては、「支払期限等の延長予定書」（本紙裏面）に記載いただき、当センター学校安全部福岡給付課に返送をお願いします（下記連絡先宛に郵送又はFAX。5月25日（水）までの提出に御協力ください。）。

なお、支払期限等の延長が必要ない場合は、返送の必要はありません。

また、「支払期限等の延長予定書」を提出された設置者には、支払期限等の延長に必要な事務手続きについて、6月上旬に別途連絡する予定としておりますので、よろしくお取り計らい願います。

【参照】

『平成28年（2016年）熊本地震」により被災した学校を再開する際の留意点について（依頼）』（平成28年4月24日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課、初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）抜粋

6 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する学校の設置者の災害共済給付に係る共済掛金の支払については、法令上5月31日が期限とされているが、平成28年（2016年）熊本地震に起因するやむを得ない事情がある場合に、延期できるよう検討しているため留意するとともに、児童生徒等からの掛金徴収等についても柔軟に対応すること。

また、共済掛金について、被災地域の児童生徒等に対する独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項（経済的に困難な保護者への特例）の適用に当たっては可能な限り弾力的に取り扱われるよう配慮すること。

【連絡先】

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4丁目8番10号都久志会館5階

独立行政法人日本スポーツ振興センター福岡給付課

TEL：092-738-8726

FAX：092-771-7763

平成28年度 支払期限等の延長予定書

1 設置者名

2 支払期限等の延長が必要な事情（○で選択）

①平成28年（2016年）熊本地震により、設置する学校において授業の再開が遅れた等の事情により5月1日に在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じている。

②平成28年（2016年）熊本地震による被災により共済掛金の支払に支障が生じている。

③上記以外で平成28年（2016年）熊本地震に起因するやむを得ない理由。

※具体的に記入してください。

3 2の事情がやむ日（予定、未定でも可）※できる限り見通しを記載してください。

4 本申請に係る連絡先等

担当部署：

電話番号：

担当者：

5 その他、センターへの連絡事項等があれば記入してください。